

1 事業者の名称及び所在地

都市計画決定権者 : 羽島市長 松井 聡
所在地 : 羽島市竹鼻町 55 番地

事業者

名称 : 岐阜羽島衛生施設組合
代表者 : 管理者 岐阜市長 柴橋 正直
所在地 : 岐阜市境川 5 丁目 147 番地

(備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)の手続きを伴う事業であり、岐阜県環境影響評価条例施行規則(平成 7 年岐阜県規則第 67 号)第 3 条別表第 1 第 8 号の 1 のイごみ処理施設(1 日当たりの処理能力の合計が 100 トン以上の焼却施設)の設置及び同別表第 1 第 11 号の 1 の高層建築物(接する地盤からの高さが 50 メートル以上)の建築に該当することから、都市計画決定権者である羽島市が、岐阜県環境影響評価条例(平成 7 年岐阜県条例第 10 号)第 46 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価手続きを実施するものである。